

## 生駒市条例第 2 3 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 1 0 中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「附則第 3 条の 6」を「附則第 3 条の 7」に改め、同条を附則第 3 条の 1 1 とする。

附則第 3 条の 9 中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「附則第 3 条の 6」を「附則第 3 条の 7」に改め、同条を附則第 3 条の 1 0 とする。

附則第 3 条の 8 中「附則第 3 条の 6」を「附則第 3 条の 7」に、「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第 3 条の 9 とする。

附則第 3 条の 7 中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第 3 条の 8 とする。

附則第 3 条の 6 の前の見出し及び同条中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同条を附則第 3 条の 7 とし、附則第 3 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第4条（見出しを含む。）及び第6条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の2中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第8条中「附則第3条の6及び第3条の8」を「附則第3条の7及び第3条の9」に、「附則第3条の6及び第3条の9」を「附則第3条の7及び第3条の10」に、「附則第3条の7、第3条の9及び第3条の10」を「附則第3条

の 8、第 3 条の 1 0 及び第 3 条の 1 1」に、「附則第 3 条の 9」を「附則第 3 条の 1 0」に改める。

附則第 9 条中「第 1 7 項」の次に「、第 1 8 項、第 2 0 項」を加える。

附則第 1 0 条中「（平成 2 7 年法律第 2 号）附則第 1 8 条第 1 項」を「（平成 3 0 年法律第 3 号）附則第 2 2 条第 1 項」に、「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 9 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。